

7 林 国 業 第 23 号
令和 7 年 5 月 7 日

各森林管理局 総務企画部長 様
計画保全部長 様
森林整備部長 様

林野庁 林 政 部 林政課長
森林整備部 計画課長
治山課長
国有林野部 業務課長

令和 7 年度森林整備保全事業に係る工事等の適正かつ円滑な実施について

令和 7 年度の森林整備保全事業については、地域における防災・減災、国土強靱化の推進や林業の持続的発展を図るため、その事業効果を早期かつ確実に発現させることが重要である。

このため、森林整備保全事業に係る工事及び調査・測量・設計等業務（以下「工事等」という。）に関しては、入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成等を図る観点から、下記事項に留意の上、適正かつ円滑に実施されたい。

記

1 事業実行全般

（1）事業の早期かつ円滑な実施

令和 7 年度の森林整備保全事業については、早期かつ円滑に実施するとともに、予算の節減合理化等により効果的・効率的に執行すること。

令和 3 年度から実施している「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に関しては、山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、流域治水の取組等とも連携しつつ、森林の防災・保水機能を発揮させる治山施設の整備・強化、災害時に代替路として活用できる特に重要な林道の改良・長寿命化等を行うことにより、地域における防災・減災対策を推進すること。

（2）被災地域における復旧・復興事業の着実な実施

地震や集中豪雨等により被災した場合、当該地域における復旧・復興事業については、対応可能な事業者の事前公募や災害協定の枠組の活用等により、発災直後からの初動対応の迅速化を図るとともに、引き続き事業の効率的かつ適正な実施を徹底しつつ復旧・復興を着実に推進し、地域における安全・安心の確保を図ること。

また、当該地域における工事の発注に当たっては、被災農林漁業者の就労機会の確保に配慮すること。

（3）発注者綱紀保持

農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）を遵守し、発注事務の透明性、公平性及び公正性の確保に努めるとともに、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」（平成 19 年 10 月 30 日付け 19 林政政第 532 号林野庁長官通知）に基づ

き、発注関係事務に携わる全ての職員において、発注事務の適切な実施に関する理解と関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の徹底を図ること。

また、発注に当たっては、入札談合や収賄等への関与行為は決してあってはならないことであり、それらを根絶するため、「不祥事案の更なる発生の防止について」（令和3年12月24日付け3林国管第175号林野庁国有林野部長通知）に基づき、発注者としての責任を十分自覚して、入札参加者との間の規律保持を徹底するとともに、入札参加者に対しても、入札の公正・公平を害するおそれのある行為を行わないよう厳重に注意すること。

なお、不正行為に対しては、厳正に対処すること。また、適正な監督・検査業務の履行を確保し、不祥事案の根絶に向けた再発防止に取り組むため、監督・検査業務に係る研修の実施に取り組むこと。

（４）入札及び契約に関する情報等の公表

工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札及び契約に関する情報等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知）等の定めるところにより、適時かつ速やかに公表すること。

（５）建設現場における生産性向上及び働き方改革の推進

工事の実施に当たっては、建設現場における生産性の向上、長時間労働の是正、現場環境の改善、週休2日の確保等の建設業における働き方改革を推進することとし、特に、令和6年に建設業に適用されることとなった労働基準法（昭和22年法律第49号）による時間外労働規制の遵守を前提とした、適正な工期の設定に努めるとともに、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和元年6月20日付け元林整計第65号計画課長通知）、「週休2日を促進する森林土木工事の試行について」（平成30年1月31日付け29林国業第276号業務課長通知）等の定める事項を確実に実施すること。

また、建設分野の労働力不足等が課題となっており、工事等の現場でも、受発注者双方の業務効率化を図るため、ICT等を活用した省力化・生産性向上やi-Construction推進への期待が高まっているところであり、ドローン等を活用した測量・調査、ICT活用工事、情報共有システムや電子納品等、情報通信技術の導入・活用に積極的に取り組むこと。

（６）公共工事品質確保法の趣旨の徹底について

原材料価格等が上昇している現下の状況において、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるよう、中小企業等の円滑な価格転嫁を進めることが重要である。

このため、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保、契約後の状況に応じた必要な設計変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律18号。以下「品確法」という。）の趣旨を踏まえた対応を図ること。

2 発注準備段階

（１）発注者間の連携体制の強化等

事業者における計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達に資するよう、地域ブロックごとに設置されている発注者協議会等を通じて発注見通しを公表するなど発注者間の一層の連携を進め、発注者協議会等における発注者共通の課題への対応策や各種施策に積極的に取り組むこと。

(2) 地域の実情に応じた適切な規模での発注

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、複数の工区をまとめた発注ロットの大括り化により技術者及び技能労働者の効率的活用を図るなど、適切な規模での発注に特に留意すること。

(3) 適正な工期等の設定及び施工時期等の平準化

施工時期及び履行時期の平準化を図るため、早期発注に取り組むとともに、週休2日を考慮した休日等の不稼働日の設定や技術者や資機材を確保するための余裕期間制度を活用した適正な工期・履行期間の設定、年度末に工期が集中しないようにするための国庫債務負担行為の活用等を図ること。

また、調査・測量・設計等業務についても業務成果の活用時期・優先度などを勘案した業務内容に基づき適切な工期を設定すること。

なお、やむを得ない事由により年度内の完了が見込めない場合には、速やかに財務局等に相談・協議の上、円滑に繰越手続の対応をとること。

3 入札・契約段階

(1) 簡易型総合評価落札方式の運用

工事の入札に係る総合評価落札方式については、「工事に関する総合評価落札方式の実施について」（平成13年4月2日付け12経第2806号農林水産事務次官依命通知）、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成13年4月2日付け12経第2807号大臣官房経理課長通知。以下「総合評価手続通知」という。）等の定めるところにより実施することとしているが、簡易型総合評価落札方式により実施する工事については、「国有林野事業の工事に係る競争入札の実施に関する取扱いについて」（平成25年3月28日付け24林国管第180号林政課長通知。以下「工事競争入札取扱通知」という。）第5の3により、技術提案（簡易な施工計画）の評価を省略することができる運用を積極的に活用すること。

(2) 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式により発注する事業については、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げ実施企業に対して加点を行うこととしている。工事等については、「国有林野事業の工事及び調査等業務における総合評価落札方式による賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用の取扱いについて」（令和4年1月19日付け3林政政第494号林政課長、業務課長連名通知）等に基づき、適切に対応すること。

(3) 災害復旧等事業における適切な入札契約方式の適用

早期かつ確実な施工又は履行が可能な者を短期間で選定することが求められる災害復旧等事業においては、品確法第7条第1項第3号、発注関係事務の運用に関する指針及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）に準拠し、工事等の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずること。

また、建設業者団体との災害協定の締結、労災補償に必要な保険契約の保険料等の加入への徹底、災害時の見積り徴収の活用等を図ること。

(4) 競争参加資格の要件緩和

工事の入札に係る競争参加資格については、「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知）、「公共工

事に係る一般競争入札方式の拡大について」(平成 18 年 3 月 17 日 17 経第 2261 号大臣官房経理課長通知)等の定めるところにより決定することとしているが、施工実績を有することを求める同種工事の範囲については、当該工事の種別、規模等に応じて柔軟に設定すること。

また、配置する主任技術者等に求められる資格要件については、当該工事における施工体制の確保に留意しつつ緩和を図ること。

(5) 技術者の専任等に係る取扱い

工事の主任技術者の専任の取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」(平成 26 年 2 月 7 日付け 25 経第 1111 号大臣官房経理課長通知)及び「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)」(平成 30 年 12 月 6 日付け 30 予第 1517 号大臣官房参事官(経理)通知)に基づき、建設技術者の効率的な活用に資する措置を適切に実施すること。

また、令和元年 6 月に改正された建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)等において、専任が求められる監理技術者の専任義務が緩和されていることから、この措置の的確な運用を図ること。

(6) 事業者の福利厚生の適正化等

「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成 26 年 7 月 24 日付け 26 経第 511 号大臣官房経理課長通知)、国有林野事業工事請負契約約款(「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」(平成 7 年 11 月 28 日付け 7 林野管第 161 号林野庁長官通知)の別添 2。以下「工事契約約款」という。)等に基づき、社会保険等未加入業者の排除等の対策について、引き続き適切に実施すること。

また、建設業退職金共済制度について、事務の効率化及び適正な履行の確保を図る観点から、「森林整備保全事業工事標準仕様書」(平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知。以下、「工事標準仕様書」という。)に基づき、証紙貼付方式に加えて電子申請方式による掛金納付を可能としていることについて入札参加者へ周知すること。

(7) 競争参加資格確認資料等の簡素化

工事競争入札取扱通知及び「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務の入札・契約手続きについて」(平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 104 号林野庁長官通知)に基づき、工事实績情報システム(CORINS)、業務実績情報システム(TECRIS)、又は当該年度において初参加の入札の際に提出された競争参加資格確認資料等の添付書類により、資格、実績、経験等の情報を確認することができる場合は、提出しようとする競争参加資格確認資料等の様式に所要の情報を記載することで添付書類の提出を省略できることとしたので、積極的に提出書類の簡素化を図ること。

(8) 入札手続期間の短縮

総合評価落札方式による入札手続については、総合評価手続通知及び「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」(平成 20 年 8 月 29 日付け 20 経第 961 号大臣官房経理課長通知)において標準的な日数が示されているところであるが、災害復旧等事業など緊急を要すると認められる工事等については、上記(1)及び(7)による運用を図りつつ、関係法令を遵守することを前提として、手続に必要な期間を可能な限り当該標準の日数よりも短縮して実施すること。

(9) 概算数量発注方式の活用

災害復旧等事業など早期の工事発注が必要であって、測量・設計等業務から着手するのは、工事を概算数量、概略設計により発注する概算数量発注方式の活用を検討すること。発注に当たっては、工事に関する施工条件や変更条件等を設計図書に明示することに留意し、「概算数量発注方式実施要領」（令和7年3月4日付け6林国業第271号業務課長通知）に基づき、適切に活用すること。

(10) ダンピング受注の排除

ダンピング受注は工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されることから、その排除の徹底を図ること。

工事の品質確保及びダンピング受注の排除を徹底するため、工事の低入札価格調査基準の率が引き上げられたところであり、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月19日付け18経第1366号大臣官房経理課長通知）等に基づき、施工体制確認型総合評価落札方式や著しい低入札に対する特別重点調査等の諸対策を講じることによって引き続き遺漏のない対応を図ること。

(11) 入札不調の際の随意契約の実施

入札不調により契約の締結に至らない工事については、下記の条件を全て満たす場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の競争に付しても入札者がいないときに該当するものとして随意契約（以下「不調随契」という。）を行うなど適切に対応すること。

なお、競争入札手続において不調となったときに直ちに不調随契への移行することを推奨するものではないが、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調・不落が繰り返されることのないよう十分留意されたい。

ア 品質確保の上で、入札参加資格要件（施工実績要件、地域要件及び対象等級）を最大限緩和していること。

イ 見積もりの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策をとっていること。

ウ 再度、競争入札手続を行ってもなお入札者がいない見込みであること。

一方、同条の再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の適正な取扱いについて」（平成17年9月30日付け17経第979号大臣官房地方課長通知）において、不落随契の厳正化に取り組む旨について定められていることに留意されたい。

なお、再度入札を行う場合は、「令和2年度森林整備事業の入札・契約事務の点検結果について」を踏まえた適切な入札及び契約事務等の取扱いについて」（令和4年7月6日付け4林国業第44号林政課長・業務課長連名通知）の2に定める入札の執行回数等に留意して実施すること。

(12) 総価契約単価合意方式の試行の実施

工事における支払方式については、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の制定について（試行）」（令和3年11月1日付け3林政政第357号林政課長通知）、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の解説について（試行）」（令和3年11月1日付け林政課長事務連絡）に基づき、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の試行的に実施することとし、各森林管理局で3件以上を目標に取り組むこと。

4 設計・積算段階

(1) 現場条件等を踏まえた適正な予定価格の設定

予定価格の設定に当たっては、現場条件や施工の実態等を踏まえて設計図書を適切に作成するとともに、市場における労務単価、技術者単価、資材・機材等の取引価格等を的確に反映し、工事を施工する者が適切な利潤を確保できるよう適切に積算を行うこと。その際、特に鋼材類、燃料油、その他主要工事材料等の価格の動向には十分に留意し、可能な限り最新の労務単価、技術者単価、入札月における資材・機材等の実勢価格を適切に反映することとし、積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、当初発注から積極的に見積りを活用すること。見積りの活用に当たっては、「森林整備保全事業の請負工事費算定における見積りの活用による積算の試行について」（令和3年2月5日付け2林整計第589号計画課長通知）、「森林整備保全事業における支障木の取扱いについて」（令和3年2月4日付け2林国業第218号業務課長通知）等の定めるところにより、透明性、公正性、競争性を確保し、決裁の上単価等を決定すること。

また、熱中症対策に資する現場管理費の補正については、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和元年6月26日付け元林整計第68号計画課長通知）等の定めるところにより推進すること。

なお、設定した予定価格及びそれに関する資料については、厳正な管理に努めること。

（2）現場条件等に応じた工種・工法の採用

上記1（5）の状況も踏まえ、「森林土木工事における施工性の高い工種・工法の適用促進について」（令和5年12月21日付け5林整計第650号計画課長・治山課長・業務課長連名通知）に基づき、現場条件等に応じたプレキャスト工法等を採用するなどの森林土木工事における生産性の向上や工期短縮等に資する施工性の高い工種・工法の適用について、設計・積算段階から積極的に検討すること。

（3）積極的な木材利用の推進

農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月策定・令和4年4月改定）において、公共土木工事における柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標、筋工については、100%の木製化が目標とされており、これらの達成に向けた取組を積極的に進めること。また、「森林土木事業における更なる木材利用の推進について」（令和4年10月31日付け治山課長及び業務課長事務連絡）等に基づき、工事における木材利用を推進することとし、現地の状況等に応じて、利用拡大が見込まれる工種・工法の採用を積極的に検討すること。

さらに、パネル化が図られた製品等、現地での作業の省力化に資する工種・工法の採用についても配慮すること。

（4）現場条件の明示の徹底及び適切な設計変更等

ア 現場条件を踏まえた設計と条件明示の徹底

工事の発注に当たっては、現場の自然条件や施工条件を踏まえるとともに、工事に必要な関係機関との調整、資材運搬路、仮設工等の状況等を考慮して設計すること。

また、工事の安全確保及び事故防止に万全を期するため、関係法令等の遵守、適切な設計、積算、十分な工期の設定、施工及び設計条件の明示等に努めること。

イ 現場条件の明示の徹底及び適切な設計変更

「森林整備保全事業に係る設計変更等ガイドラインについて」（平成28年6月30日付け28林整計第156号計画課長通知）等の定めるところにより、工事の施工に必要な仮設や資材運搬路等、設計図書への現場条件の明示を徹底するとともに、契約後における現地の状態等に応じた受発注者間での確認及び協議に基づき、適切に設

計変更を行うこと。

ウ 建設資材や労務のひっ迫が懸念される地域における設計変更等の運用

資材や労務のひっ迫が懸念される地域においては、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等について、「森林整備保全事業建設等における積算方法等に関する試行について」（平成 25 年 2 月 8 日付け 24 林整計第 178 号計画課長通知）等の定めるところにより、適切な運用を図ること。

エ 価格の変動に応じた請負代金額の変更

労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から工事契約約款第 26 条に基づく請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項、インフレスライド条項等）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行うこと。

なお、これらの条項を適用して請負代金額の変更を行った場合は、林野庁関係課に情報提供すること。

オ 山林砂防工の適用の徹底

「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）の留意事項の 9 及び「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長及び国有林野部長連名通知。以下「積算要領細部取扱い」という。）の 8 に基づく、山林砂防工の適用条件に該当する工事については、山林砂防工の適用を徹底すること。

カ 時間的制約を受ける工事の補正

労働者の集散場所（現場事務所等）から施工箇所までの移動に時間を要し、通常の作業時間に制約を受ける場合は、積算要領細部取扱いの 7 (3) に規定する補正を適切に適用すること。

5 施工・業務履行段階

(1) 受注者との協議の迅速化

事業の円滑な実施を図るため、受注者から協議等があった場合には、ワンデーレスポンス（工事標準仕様書第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-2 (33) に規定する「ワンデーレスポンス」をいう。）を徹底し、書面や電子メール、情報共有システム等により速やかかつ適切に対応すること。

また、「ウィークリースタンス実施要領」（令和 6 年 8 月 20 日付け 6 林国業第 105 号業務課長通知）の定めるところにより、1 週間の受発注者間における相互の態勢に関する事項の目標を定め、計画的な工事の施工を確保しつつ、より一層の業務環境の改善等に努めること。

(2) 三者会議の積極的な実施

設計思想の伝達及び情報共有を図ることを通じて、工事の品質を確保し、円滑な事業の実施に資するため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する三者会議について、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林国業第 153 号業務課長通知）の定めるところにより、積極的に取り組むこと。

(3) i-Construction の推進

ア ICT の活用

森林土木分野における情報通信技術（ICT）の活用による省力化や生産性の向上への期待が高まっているため、「森林整備保全事業 ICT 活用工事試行実施要領等について」（令和 4 年 3 月 8 日付け 3 林整計第 754 号計画課長通知）等の定めるところにより、ドローン等による起工測量、3 次元設計データを活用した ICT 建設機械による施工や 3 次元出来形管理に取り組むなど、工事等について受発注者間で協力し積極的に ICT を活用すること。

また、LiDAR 機能付きモバイル端末による計測技術を調査設計業務、監督・検査業務、災害申請等において積極的に活用すること。

イ 情報共有システムの積極的な活用

工事等において施工管理等の効率化を図るため、受発注者間の情報共有システムについて、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システムの活用について」（令和 5 年 1 月 30 日付け 4 林国業第 217 号業務課長通知）に定めるところにより、受発注者間で協力し積極的に活用すること。

ウ 工事現場等における遠隔臨場の試行

監督職員等が工事現場で行う段階確認、材料検査、立会等について、受発注者の業務効率化を図るため、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して行う遠隔臨場について、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（令和 3 年 3 月 8 日付け 2 林整計第 605 号計画課長通知）等の定めるところにより、電波環境を満たす工事等箇所については積極的に試行することとし、各森林管理局で 10 件以上を目標に取り組むこと。

エ 電子納品の徹底

業務の効率化及び事務コストの削減を図るため、「森林整備保全事業における電子納品ガイドラインの制定について」（令和 4 年 1 月 21 日付け 3 林整計第 577 号計画課長通知）等に基づき、電子納品を受注者へ周知徹底すること。

（4）労働安全の確保

令和 6 年度の請負事業者等における重大災害は、8 件（製品生産事業 3 件、立木販売 5 件）発生しており、労働安全に関する基本的事項が遵守されず類似災害が発生するという憂慮すべき状況にある。重大災害等の未然防止を図るため、受注者等に対し機会あるごとに注意を喚起し、工事等における労働安全の確保の徹底について、発注者の立場で指導すること。

（5）施工現場における労働環境の改善

請負業者に対し、労働時間の適正化、労働災害及び公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、雇用保険・健康保険・厚生年金保険への加入等に努めることを指導すること。

特に、社会保険・労働保険の法定福利費については、建設業者が義務的に負担しなければならない経費であることから、建設工事に携わる建設業者の加入を徹底するとともに、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮するよう指導すること。

（6）建設発生土の処分の取扱い

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、建設発生土の処分の取扱いについては、適切に対処すること。

6 その他

(1) 中小建設業者等の受注機会の確保

事業の効率的な実施等に配慮しつつ、中小建設業者（建設業者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に該当するものをいう。）及び中堅建設業者（資本金の額又は出資の総額が 20 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の会社及び個人であって、中小建設業者に該当しないものをいう。）の受注機会が確保されるよう、上位等級工事への参入の拡大、コスト縮減の要請や市場における競争が確保される範囲内で可能な限りの分離・分割発注の推進、建設共同企業体（JV）の適正な活用を図ること。

なお、事業実施に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づく、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び「中小企業者に関する契約の方針」に示される措置の実施及び契約目標の達成に努めること。

(2) 環境対策の推進

工事による環境負荷の低減、建設副産物の適正な処理を行うため、次の事項に留意すること。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）等の趣旨を踏まえ、工事の発注に当たっては、環境負荷の低減に資する資材等の使用を積極的に推進すること。

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等の趣旨を踏まえ、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図ること。

ウ 建設副産物の処理については、処理方法、処理・受入場所、運搬距離等、適切な条件明示を行うこと。

森林整備保全事業から発生する建設発生土については、事業の計画・設計段階から必要な対策を検討し、可能な限り発生抑制に努めるとともに、有効利用を図ること。また、建設発生土の搬出先を明確化・有効利用を図るため、工事の発注段階で搬出先を指定する指定利用等の取組を徹底し、運搬・処理費を適切に計上することにより、その実効性を確保すること。

さらに、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設発生土の再生資源については、建設資材として利用することに配慮した適切な計画・設計・積算を行うこと。

(3) ホームページにおける取組の情報発信

円滑な発注及び施工体制の確保に向けた各種取組については、各森林管理局ホームページにその内容を掲載し、入札参加者等への情報発信を行うとともに、現場担当職員と認識の共有を図ること。

担当：林政課	会計経理第 1 班	支出負担行為第 2 係
計画課	施工技術班	積算基準係
治山課	施設実行班	地すべり係
業務課	災害対策分析官、	森林土木専門官